

## 規 則

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十七号

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則

埼玉県漁業調整規則（令和二年埼玉県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第三十六条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。